

令和5年度前橋市省エネ家電買換え補助金交付要項

令和5年7月3日

(令和5年4月1日から適用)

取扱担当課

前橋市役所環境政策課（2階）

電話 027-898-6292（直通）

027-224-1111（内線3292、3293）

本補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	家庭におけるエネルギー費用の負担軽減のため、省エネ性能の高い家電製品を買換えた個人に対し費用の一部を補助します。
内容	<p>補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付対象者は、次のいずれにも該当する者としてします。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請日において本市の住民基本台帳に記録されている者</li> <li>(2) 住所地において補助対象となる製品を使用しており、かつ、対象期間内に当該製品を省エネ性能が高い新しい製品に買い換え、当該住所地で引き続き使用しようとする者又はその者と同一の世帯員                 <ul style="list-style-type: none"> <li>※補助対象となる製品を使用していた者が高齢者や障害者など、自ら新たな製品に買い換えることが困難である相当の理由がある場合は、当該製品の設置場所を住所とする者以外の2親等以内の親族（本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）を同一の世帯員とみなすことができることとします。</li> <li>※設置場所が店舗兼併用住宅の場合は、対象製品を主に居住用として利用する場に限りします。</li> </ul> </li> <li>(3) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者</li> <li>(4) 市税を滞納していない者</li> </ol> </li> </ul>
	<p>補助対象経費及び対象製品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費は、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に次に掲げる対象製品を、既に設置している古い製品から、省エネ性能の高い新しい製品に買い換えた場合における購入費用（設置費、運搬費等を含み、家電リサイクル等による排出に係る経費を除く。）とします。なお、古い製品を特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に定める方法、一般社団法人環境適正推進協会が運用者となる家電リサイクル地域方式又はこれらに準ずる制度として市長が認めた方法により排出した場合（この要項において「家電リサイクル等による排出」といいます。）に限りします。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) エアコン</li> <li>(2) 冷蔵庫（冷凍庫を含む）</li> </ol> <li>※購入した対象製品を設置した日と古い製品を排出した日が異なる場</li> </li></ul>

		<p>合は、いずれも、上記期間内であることが条件となります。</p> <p>また、本市で実施する他の補助事業との併用は不可とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象製品は、次に掲げる製品（業務用製品は除く。）のうち、購入価格が消費税込5万円以上であって、かつ、新品（未使用品）のものとし ます。</li> </ul> <p>※省エネ性能の高い製品の参考となる目安は、エアコンにあつては省エ ネ基準達成率107%以上（目標年度2010年度）、冷蔵庫にあつては省 エネ達成率100%以上（目標年度2021年度）とします。</p> <p>※同一の世帯員からの申請は、2製品（同一の種類も可）を限度としま す。</p>
	交付金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付金額は、1製品当たり25,000円とします。</li> </ul>
	交付条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業者は、対象製品の適正な維持管理に努め、交付後6年間（やむ を得ない事情がある場合は3年間）は他者への譲渡、交換、貸付け等を 行ってはなりません。</li> <li>補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じること を求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号） 、この要項及び補助金交付決定通知書兼確定通知書に記載の交付条件を 遵守しなければなりません。</li> </ul>
交 付 手 続 等	受付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入した対象製品を設置し、かつ、古い製品を排出後、次の期間に申請 してください。</li> </ul> <p>令和5年7月3日（月）から令和5年10月6日（金）まで（消印有効） ただし、期間中であっても予算額に達した時点で受付を終了します。</p>
	交付申請 の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>前橋市省エネ家電買換え補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） に次の書類を添付し、郵送で申請してください。</li> </ul> <p>(1) 製品の購入に伴う領収書又はレシートの写し（購入日、購入金額、 購入店舗名等が明記されているもの）</p> <p>(2) 製造事業者が発行する保証書の写し（購入者名及び住所、保証開始 日、製造事業者、製品型番等が明記されているもの）</p> <p>ただし、販売店が発行する保証書等にこれらの事項が記載されてい る場合は、製造事業者が発行する保証書の写しに代え、又は製造事業 者が発行する保証書の記載事項を補完するものとして、当該販売店が 発行する保証書等の写しを添付することができます。</p> <p>(3) 家電リサイクル券（排出者控え）の写し（管理票番号、リサイクル 品目、申請者氏名が明記されているもの）</p> <p>ただし、販売店が発行する証明書により、家電リサイクル等による 排出が行われたことが明らかであると認められる場合は、家電リサイ クル券（排出者控え）の写しに代え、当該販売店が発行する証明書を 添付することができます。</p>

	<p>※これらの書類に必要事項が明記されていない場合その他必要があると認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。</p>
<p>交付決定、 確定の時期等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された交付申請書兼実績報告書及び添付書類の審査を行い、受理した日から原則として14日以内に予算の範囲内で交付の可否、金額、条件等の決定及び確定を行い、次の書類により通知します。</li> <li style="padding-left: 20px;">(1) 交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）</li> <li style="padding-left: 20px;">(2) 不交付決定通知書（様式第3号）</li> </ul>
<p>請求の方法、 支払時期等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付決定通知書兼確定通知書送付後、提出された請求内容を確認の上、確認日から30日以内に支払います。</li> </ul>
<p>交付決定の 取り消し又は 補助金の返還</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</li> <li style="padding-left: 20px;">(1) 虚偽記載その他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</li> <li style="padding-left: 20px;">(2) この要項又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。</li> <li>・補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取り消しに係る部分の金額を指定された期限までに返還しなければなりません。</li> </ul>
<p>申請書等の 様式</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</li> <li>・交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）</li> <li>・不交付決定通知書（様式第3号）</li> </ul>